

凍結保存物の保存更新・廃棄の説明書

【凍結保存物の保存延長・廃棄をするにあたり】

凍結物の凍結期間は、凍結した日を起算日として1年です。

凍結日から 1年間が経過した以降に当院を受診し、凍結物の保存延長または廃棄するかの意思をお伝えください。医師と相談のうえ、同意書（保存更新同意書もしくは廃棄同意書）を 2枚コピーして署名をしていただき、医師へお渡しをお願いいたします。以下の内容を承諾いただきましたら、手続きに移らせていただきます。

【凍結保存物の保存延長について】

- 保存延長手続きをした場合、**凍結物の保存延長期間は1年**です。
- 延長を希望される場合、凍結期間の1年が過ぎてから1か月以内に来院してください。書類提出および費用の支払いをもって保存期間を延長させていただきます。凍結期間が1年未満で受診された場合は、保険内での更新はできかねますのでご了承ください。
- 自費で更新される方は、凍結期間が1年未満の支払いであっても問題ありません。
- 添付書類にあります『凍結胚・卵子・精子の保存更新同意書』を 2枚(患者様用、当院用)コピーし、署名の上、診察の際に医師へご提出ください。
- 凍結胚を保険にて延長希望される場合は、いくつかの条件が定められており、医師との問診が必要となります。詳しくは医師より説明させていただきます。
- 保存延長期間は45歳までで、超えた場合は廃棄いたします。
- 保存延長に際し、当院に過失がある場合を除き、一切の責任を負いかねます。

【凍結保存物の廃棄について】

- 廃棄同意書が受理されますと、直ちに廃棄の手続きに入ります。廃棄同意の撤回はお受けできませんのでご注意ください。
- 添付書類にあります『凍結胚・卵子・精子の廃棄同意書』を 2枚(患者様用、当院用)コピーし、署名の上、診察の際に医師へご提出ください。
- 凍結期限が異なる凍結物がある場合はそれぞれに申請が必要となります。
- 廃棄を希望される場合であっても受診していただき、医師へ同意書の提出をお願いいたします。

【技術向上を目的とした研究利用について】

- 廃棄するにあたり、今後の不妊治療の技術発展のため一部研究に使用する場合がございませう。研究参加への同意拒否や同意撤回は自由であり、それによって診察上での不利益は一切生じませう。研究の成果は個人情報に十分配慮したうえで、個人が特定されないう形で学会・論文等の発表に使用させていただきます。
- 廃棄物は決して他の人の治療に用いられることはありませう。

【注意事項】

- 患者様より凍結保存延長、廃棄に関するご連絡がない場合、凍結物は凍結保存日より1年以上経過した時点で廃棄に同意したものとみなし、適切な処遇のもと廃棄いたします。
- 凍結胚の所有権は当該婚姻関係もしくは事実婚カップルの当事者2名に帰属するため、何某かの事情により別居される場合でもお二人の意思表示たる署名が必要です。この場合、手続きに要する書類は個別の書面でも構いません。
- 凍結胚の保存期間は、原則として凍結を実施した時点での患者様と患者様のパートナーとの婚姻関係もしくは事実婚関係（以下、婚姻関係）の継続期間に限ります。当該婚姻関係の解消または婚姻関係にある当該者の一方が死亡もしくは行方不明の場合、日本産科婦人科学会の会告に従い、原則として倫理的に適切な方法で廃棄いたします。